

【令和6年度県制度融資一覧】

宮城県商工金融課

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
中小企業経営安定資金	一般資金 次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業等 8,000万円	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	運転 7年以内（1年以内） 設備 10年以内（1年以内）
	セーフティネット資金 中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	第1～第4号、6号 1.30% 第5号、7号、8号 1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
	危機関連対策資金 中小企業信用保険法第2条第6項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
	流動資産担保活用資金 取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している、又は棚卸資産を有する中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 1年以内
	経営力強化サポート資金 金融機関及び認定経営革新等支援機関（※）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うことができる中小企業者等 〔R6. 7. 1～ 取扱開始〕 ※税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ税理士、公認会計士、金融機関等で国の認定を受けた者	一企業等 8,000万円	1.60% セーフティネット保証5号認定の場合は 1.30%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内） 既往の宮城県制度融資を借り換える場合は、10年以内（うち据置1年以内）
	連鎖倒産防止資金 負債総額1,000万円以上の倒産企業に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等を有している、又は当該倒産企業との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者等（知事の認定）	一企業等 8,000万円	1.60%	運転 10年以内（2年以内）
	経営改善サポート借換資金 次のいずれかの中小企業者等 ①借換保証制度を適用して、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧借返済を行うことにより、再建及び持続的発展が見込まれるもの ②中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもので、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧借返済を借換保証制度を適用して行うことにより再建及び持続的発展が見込まれるもの	一企業等 8,000万円	対象① 1年以内 1.50% 1年超 1.90% 対象② 第1～4号、6号 1.30% 第5号、7号、8号 1.30%	運転・設備 10年以内（2年以内）
	中小企業再生サポート資金 次のいずれかの中小企業者等 ①宮城県中小企業活性化協議会又は宮城県産業復興相談センターの支援を受けて再生等に取り組むもの ②特定認証紛争解決事業者による手続により再生を図るもの ③認定支援機関の指導又は助言を受けて再生を図るもの ④民事再生又は会社更生により計画認可を受け、その計画の実行に取り組むもの等	一企業等 8,000万円	1.90%以内	運転・設備 10年以内（2年以内） ②及び③の場合、運転・設備とも3年以内（据置なし）
	災害復旧対策資金（一般枠） 災害救助法の適用又は知事の指定する災害により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備等の損壊が発生しているもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上が、前年同月の売上に比して10%以上減少しているもの（知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの）	一災害 5,000万円 （ただし、一企業2億8,000万円まで）	1.60%以内 災害関係保証適用の場合は 1.55%以内	運転・設備 10年以内（2年以内）
	みやぎ中小企業復興特別資金 東日本大震災により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①事業所又は主要な事業用資産に損害を受けたもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②事業活動に著しい支障が生じたため、その事業に係る収入が著しく減少したもの（市町村長の認定を受けたもの） ※令和3年4月1日より、新規融資の申込の対象となる区域が原則として沿岸市町に限られます。	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 15年以内（3年以内）
二重債務対策資金 宮城産業復興機構投資事業有限責任組合又は（株）東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取等の支援を受ける中小企業者等	一企業等 1億円	1.00%	運転・設備 15年以内（3年以内）	
緊急経済変動対策資金 燃料費や原材料費の高騰により、最近3か月間の売上に占める製造原価等の割合が①前年同期比10%以上増加、又は②前年同期比5%以上、かつ、前々年同期比10%以上増加している中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 10年以内（2年以内）	

事業再生計画実施支援資金	一般枠	(独) 中小企業基盤整備機構、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県産業復興相談センター等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内 (1年以内)
	感染症対応枠		一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内 (5年以内)
条件変更改善借換資金		宮城県中小企業経営安定資金等による既往借入金の残高があり、既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っており、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに報告を行う中小企業者等	一企業等 8,000万円	10年以内 1.50% 10年超 2.00%	運転・設備 15年以内 (1年以内) 運転・設備とも新規資金を追加する場合には据置2年以内

資金名		融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還期間(据置)
中小企業産業振興資金	富県宮城資金 チャレンジ枠	①県が集積を目指す産業(自動車関連産業等8産業)に関連する事業を営むもので、事業の拡大を図るもの ②上記①に該当しない事業を営むもので、新たに①に該当する関連産業に属す事業への参入を図るもの (チャレンジ枠は知事の認定)	一企業等 1億円	1.50%	運転 10年以内 (2年以内) 設備 15年以内 (2年以内)
	応援枠	※県内で1年以上の事業を引き続き行っている中小企業者等であること。	一企業等 3,000万円	1.50%以内 (※固定・変動 いずれも可)	運転・設備 7年以内 (2年以内)
	先端設備等導入枠	先端設備等導入計画について、中小企業等経営強化法の規定による市町村の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内 (1年以内)
	新技術・新製品事業化資金	特許権等技術力を有し、新技術又は新製品の事業化を図るための資金を必要とする中小企業者等(知事の認定)	一企業等 8,000万円 (うち運転資金 4,000万円)	1.50%	運転 7年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)
創業育成資金	①事業を営んでいない個人が、1か月以内(※)に新たに事業を開始する場合、又は事業を開始した日以後5年未満の場合 ②事業を営んでいない個人が、2か月以内(※)に新たに会社を設立する場合、又は設立した日以後5年未満の場合 ③会社が自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する場合、又は設立した日以後5年未満の場合 ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年未満で新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、当該会社設立新規中小企業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内	一企業等 3,500万円	1.55%	運転・設備 10年以内 (2年以内)	
スタートアップ創出促進資金	①事業を営んでいない個人が、2か月以内(※)に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの又は事業を開始した日以後5年未満の場合 ②会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの又は設立の日以後5年未満の場合 ③事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年未満で新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの ※創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが要件となる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内	一企業等 3,500万円	1.55%	運転・設備 10年以内 (1年以内)	

事業承継	経営承継枠	中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者、認定を受けた会社の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
資金	事業承継特別枠	3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人、又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年経過していないものに該当し、かつ資産超過である等の財務要件を満たす中小企業者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
	経営承継借換枠	3年以内に事業承継を予定する中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者で、代表者が債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていると認められ、かつ、資産超過である等の財務要件を満たす者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
再生可能エネルギー推進支援資金		再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等	一企業等 1億円	1.60%	設備 15年以内（1年以内）
がんばる中小企業応援資金		事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、又は新たな試みに取り組むことを通じて、経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等	一企業等 3,000万円	金融機関所定 （※固定・変動いずれも可）	運転・設備 7年以内（2年以内）
“伊達な旅”整備促進資金		観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で次に掲げる観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行うもの ①宿泊施設 ②温泉施設 ③スポーツ・レクリエーション施設、歴史・文化施設 ④食事休憩施設 ⑤その他、観光客の利用が見込まれる観光施設	一企業等 1億5,000万円	7年以内 1.55% 7年超10年以内 1.75% 10年超 1.95%	設備 15年以内（2年以内）
SDGs推進資金		SDGsの取組に関する事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等	一企業等 3,000万円	1.50%	運転 7年以内（2年以内） 設備 10年以内（2年以内）
小口事業資金		従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ※取扱金融機関に直接申込み可能です。 ※商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇します。	一事業者 2,000万円	1年以内 1.45% 1年超 1.85% セーフティネット 5号、7号、8号 認定の場合 1.30%	運転・設備 7年以内（1年以内）
環境安全管理対策資金		①環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等（知事の認定） ②ISO14001、ISO9000シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等 ※①のうち、自然エネルギー活用施設等の設置については、自家消費を目的とした中小企業者等に限る。	一企業等 5,000万円	① 1.80% ② 1.60%	運転・設備 7年以内（1年以内）
中小企業団体中央会組織金融		中央会の会員である組合で、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体又は商店街振興組合法第2条の商店街振興組合である者	一組合 5億円	7年以内 固定金利 1.00% 7年超10年以内 固定金利 商工中金所定の貸付利率-0.30% 10年超15年以内 変動金利 商工中金所定の貸付利率	運転 10年以内 設備 15年以内

（注1） 中小企業団体中央会組織金融を除き、すべて信用保証付です。ただし、二重債務対策資金については、東日本大震災事業者再生支援機構による債務保証を活用することができます。

（注2） 中小企業団体中央会組織金融は商工組合中央金庫仙台支店のみの取り扱いとなります。

（注3） 適用される保証により、融資限度額が合算される場合があります。

（注4） 各資金に適用される信用保証料率は、「宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧」（6ページ）で確認願います。

（注5） 担保は必要に応じて徴求し、保証人は原則として法人代表以外不要です。ただし、流動資産担保活用資金の担保は売掛債権又は棚卸資産（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）とし、創業育成資金の担保は不要です。小口事業資金の担保は原則不要とし、中小企業団体中央会組織金融の保証人は役員となります。

（注6） 環境配慮型経営に係る第三者認証や県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している中小企業者等は、上記の利率から、マイナス0.1%で利用できます。（一部資金を除く）

（注7） 特定非営利活動法人（NPO法人）は、創業育成資金やスタートアップ創出促進資金など、一部ご利用できない資金があります。

（注8） 富県宮城資金（チャレンジ枠・応援枠）の融資対象となる「県が集積を目指す産業」とは、①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、⑧船舶関連産業をいいます。

○共通事項

事項別	留 意 事 項															
融 資 対 象 者 の 定 義	○中小企業者等：中小企業者、協同組合等、特定非営利活動法人（NPO法人）をいいます。 （1）中小企業者 ① 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第1項第1号に掲げるもの （②に定める業種を除き資本金・従業員のどちらかを満たしていればよい。）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>資本金又は出資金</th> <th>従 業 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 売 業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サ ー ビ ス 業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 業 種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	資本金又は出資金	従 業 員	小 売 業	5,000万円以下	50人以下	サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下	卸 売 業	1億円以下	100人以下	そ の 他 の 業 種	3億円以下	300人以下
	業 種	資本金又は出資金	従 業 員													
	小 売 業	5,000万円以下	50人以下													
	サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下													
	卸 売 業	1億円以下	100人以下													
	そ の 他 の 業 種	3億円以下	300人以下													
	② 法第2条第1項第2号に掲げるもの（資本金・従業員のどちらかを満たせばよい。）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>資本金又は出資金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	資本金又は出資金	従業員	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	業 種	資本金又は出資金	従業員													
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下														
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下														
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下														
旅館業	5,000万円以下	200人以下														
③ 法第2条第1項第5号に掲げるもの：医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの。																
※ 上記①～③に当てはまらない法人、例えば、宗教法人、学校法人、公益社団法人・財団法人、一般社団・財団法人等は中小企業者に該当しません。																
（2）協同組合等：法第2条第1項第3号、第4号、第7号から第11号までに掲げるもの																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法第2条第1項</th> <th>組 合 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3号</td> <td>中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>協業組合</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>商工組合、商工組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>商店街振興組合、商店街振興組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会</td> </tr> <tr> <td>第11号</td> <td>内航海運組合、内航海運組合連合会</td> </tr> </tbody> </table>	法第2条第1項	組 合 の 種 類	第3号	中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	第4号	協業組合	第7号	商工組合、商工組合連合会	第8号	商店街振興組合、商店街振興組合連合会	第9号	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	第10号	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	第11号	内航海運組合、内航海運組合連合会
法第2条第1項	組 合 の 種 類															
第3号	中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会															
第4号	協業組合															
第7号	商工組合、商工組合連合会															
第8号	商店街振興組合、商店街振興組合連合会															
第9号	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会															
第10号	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会															
第11号	内航海運組合、内航海運組合連合会															
（3）特定非営利活動法人（NPO法人）：法第2条第6号に掲げるもの																
○小規模企業者：法第2条第3項各号に掲げる、従業員20人（商業・サービス業5人）以下の事業者等 ＜政令特例業種に指定された宿泊業及び娯楽業にあつては20人以下＞ ○次に掲げるものは、原則として融資対象外とします。 ①農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業等一部を除く）、その他遊興娯楽業、②信用保証協会より代位弁済を受け、求償債務が残存しているもの、③手形の不渡り事故をおこし銀行取引停止処分を受けているもの、④休眠会社・休眠組合、⑤破産、民事再生手続開始、会社整理開始及び会社更生手続開始申立中のもの																
事 業 歴 等	県内に事業所・事務所・店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者等（創業者成資金等を除く）															

○セーフティネット保証制度（参考）

この制度は、取引先の再生手続申立等や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を来している中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

・中小企業信用保険法第2条第5項

1号：連鎖倒産防止	5号：業況の悪化している業種（全国的）
2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	6号：取引金融機関の破綻
3号：突発的災害（事故等）	7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
4号：突発的災害（自然災害等）	8号：金融機関の整理回収機構等に対する貸付債権の譲渡

・対象となる中小企業者

取引先の再生手続申立等や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を来している中小企業者であつて、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

・手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関に認定書を持参の上、融資を申し込むことが必要です。

○責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者を支援する制度です。原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有します。

※責任共有制度対象外の資金（借換の場合など、保証の枠により一部責任共有制度の対象となる場合もあります。）

- ・セーフティネット資金 ・危機関連対策資金 ・伴走支援型特別資金 ・経営改善サポート借換資金
- ・中小企業再生サポート資金 ・災害復旧対策資金 ・みやぎ中小企業復興特別資金 ・事業再生計画実施支援資金
- ・創業者成資金 ・スタートアップ創出促進資金 ・小口事業資金

宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧

(単位：%)

資金名		保証料率									
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	
中小企業 経営 安定 資金	一般資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット資金	1号～4号、6号	0.70								
		5号、7号、8号	0.67								
	危機関連対策資金	0.70以下									
	流動資産担保活用資金	0.56									
	経営力強化サポート資金	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	
	セーフティネット保証5号認定の場合	0.67									
	連鎖倒産防止資金	0.70								0.60	0.45
	経営改善サポート借換資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット関連	1号～4号、6号	0.70								
		5号、7号、8号	0.67								
	中小企業再生サポート資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	事業再生円滑化関連保証の場合	1.56									
	事業再生保証の場合	2.00									
	災害復旧対策資金	1.00							0.80	0.60	0.45
	災害関係保証の場合	0.70									
	みやぎ中小企業復興特別資金	0.50									
	二重債務対策資金	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	緊急経済変動対策資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	事業再生計画	一般枠	0.70（責任共有対象外の場合0.90）								
実施支援資金	感染症対応枠	0.80（責任共有対象外の場合1.00）									
条件変更改善借換資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
富県宮城資金	チャレンジ枠・応援枠	1.19	1.05	0.95	0.85	0.70	0.60	0.40	0.20	0.05	
	先端設備等導入枠	0.32									
新技術・新製品事業化資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
経営革新関連保証の場合	0.67										
創業育成資金	0.30										
スタートアップ創出促進資金	0.50										
事業承継資金	経営承継枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	特定経営承継準備関連保証の場合	1.10									
	事業承継特別枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	欄外★の場合	0.84	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20	
	経営承継借換枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
欄外★の場合	0.84	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20		
再生可能エネルギー推進支援資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
エネルギー対策保証の場合	1.08										
がんばる中小企業応援資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
※県の認証制度等を有している場合は上記から0.2%割引											
“伊達な旅”整備促進資金	1.39	1.25	1.15	1.05	0.90	0.80	0.60	0.40	0.25		
SDGs推進資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
小口事業資金	0.50								0.30		
セーフティネット保証5号、7号、8号の場合	0.70										
特別小口保証の場合	0.62										
環境安全管理対策資金	0.60									0.45	

★事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会による確認を受けた場合

◎有担保で利用の場合に0.10%（セーフティネット資金、危機関連対策資金、流動資産担保活用資金、みやぎ中小企業復興特別資金、創業育成資金、スタートアップ創出促進資金等を除く。）を割り引いた保証料率がそれぞれ適用されます。